平成２８年（フ）第５８０号
埼玉県所沢市くすのき台３丁目７番地の１
グランディドエルくすのき台406
債務者　島田　佳奈
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５８９号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地　１街区21棟301号
債務者　森　ヤス子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６２５号
埼玉県富士見市針ケ谷２丁目19番地10　センチュリーアネックス204
債務者　川田　　豊
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６３１号
埼玉県所沢市小手指町１―20―３　グリーンピュア小手指103、住民票上の住所静岡県静岡市清水区由比阿僧84番地の６
債務者　山岸　彩子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第９１９号
京都府綴喜郡井手町段ノ下１の１　１棟205
債務者　田中真奈美（旧姓小河）
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２６５号
奈良県大和郡山市城町1473番地34
債務者　森田利津子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２０８号
奈良県橿原市葛本町710番地の１　ロイヤルハイツ橿原406号室、前住所奈良県橿原市上品寺町352番地の13
債務者　大濱　伸英
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２４２号
奈良県御所市大字三室352番地　Ⅱ―101号
債務者　長谷川麻耶（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１９７号
徳島県徳島市南田宮４丁目６番21号、旧住所愛媛県松山市東山町６番３号
債務者　芝　百合子（旧姓八塚）
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０３号
徳島県吉野川市鴨島町牛島字先須賀ノ二19番地17、旧住所徳島県阿波市市場町市場字岸ノ下310番地１　市場団地Ｇ棟　202号
債務者　堤　みどり（旧姓浅野）
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１１号
徳島県吉野川市鴨島町西麻植字檀ノ原45番地
債務者　篠原　雅子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１５号
徳島県鳴門市大津町木津野字東川田13番地
高木住宅５号
債務者　和田　貴見
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２６号
徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜309番地　レインボー203号
債務者　横瀬絵里香
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７０号
高知市鴨部1051番地５　ディアコート鴨部Ⅰ・202号
債務者　玉川　みわ
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２９６号
高知市介良570番地　県住11―107号
債務者　貞**廣**　　貞
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１号
高知県高岡郡佐川町丙3693番地１
債務者　山**﨑**　達也
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
高知地方裁判所須崎支部